

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村 二郎

奈良県人事委員会規則第二十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の内部部局の項中

産業振興総合センター部長

を

産業振興総合センター部長	産業振興総合センター参事
--------------	--------------

に

改め、同表自治研修所の項中「自治研修所」を「キャリア・ワーク・サクセスセンター

」に改め、同表文化会館の項中

副館長	課長
-----	----

を

課長

に改

め、同表橿原文化会館の項中

主幹	課長	課主幹
七種		

を

主幹	課長	課主幹
----	----	-----

六種

七 種

に改め、同表食品衛生検査所の項中

課長
七 種

を

主幹	課長	課主幹
六 種	七 種	

に改め、同表高田子ども家庭相談センターの項中

課

長

を

課長	課主幹
----	-----

に改め、同表奈良しごとiセンターの項中

所長
四 種

を

所長	課長
四 種	七 種

に改め、同表奈良

春日野国際フォーラムの項中

館長
三 種

を

館長	主幹
----	----

三 種	六 種
--------	--------

に改め、同表中央卸売市場の項中「六種」を「五種」に改め、同表教育研究

」

所の項中

参事

を

参事

に、

部長

参事

参事
センター所長

部長

「

センター次長

を

に改める。

部長

センター次長
部長

」

「

七 種

51,300円

(条例別表第三への備考□)に定め
あつては、52,200円)

別表第二の四の表3級の項中

七 種	51,300円 (条例別表第三への備考□)に定め あつては、52,200円)
-----	--

「

五 種

68,400円

る職員に

を

七 種

51,300円

(条例別表第三への備考□)に定める職員に
あつては、52,200円)

に

る職員に

改める。

五 種	68,400円
七 種	51,300円 (条例別表第三への備考□)に定める職員に あつては、52,200円)

」

「

七 種

37,700円

(条例別表第三への備考□)に定め
あつては、38,600円)

別表第三の四の表3級の項中

七 種	37,700円 (条例別表第三への備考□)に定め あつては、38,600円)
-----	--

「

」

を に	51,500円	
	五 種	
を に	七 種	37,700円 (条例別表第三ハの備考ロに定める職員に あつては、38,600円)

改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。